事前評価調書

I 事業概要					
事	業名	治山	治山事業(奥地保安林保全緊急対策事業)		
地区名		豊田	豊田市大野瀬町ミヤノ洞他		
事業箇所		豊田	豊田市大野瀬町ミヤノ洞他		
事業のあ らまし		沿	治山施設を整備することにより、荒廃渓流を保全し、山地災害を防止する。		
事業目標		【達成(主要)目標】 谷止工13個を設置し、荒廃渓流の保全を図る。			
重	業費	事業費		内訳	
				5円 ■工事費 258百万円、■用補費 1百万円、■その他 5百万円	
事業期間				平成25年度 着工予定年度 平成26年度 完成予定年度 平成30年度	
事業内容		谷止工13個を設置する。			
<u> </u>					
①事業の必要性	1) 必要性		当該地域では、渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。		
	判定		A	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。	
性			【理由】 山地災害	の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。	
②事業	1) 事業計画		平成26年度から年度別計画に基づき、委託・工事を264百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成26年度から平成30年度で、総事業費は264百万円の予定である。		
業の実効性	2) 地元の合 意形成		合意済み		
	判定		A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。	
			【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。		
Ⅲ 対応方針					
妥当			事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。		

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】